イベント・チケット・物販規約

名鉄観光サービス株式会社

第１条（適用範囲）

名鉄観光サービス株式会社（以下、「当社」といいます。）がお客様との間で締結する当社が主催するイベント参加に関する契約、当社以外の者が主催するイベントのチケット販売に関する契約、および物品の販売に関する契約（以下これらを総称して、「イベント・チケット・物販契約」といいます。）はこの規約に定めるところによります。なお、この規約に定めのない事項については法令、個別のイベントに適用されるライブ・エンタテインメント約款、スポーツ規約、入場観戦約款、物品の製造者・販売者が定める規約または一般に確立された慣習によります。

２　当社が法令に反せず、かつお客様の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

第２条（契約の申込み）

当社にイベント参加、チケット購入、または物品の購入をお申込みいただくお客様は、イベント、チケットまたは物品のコード番号、名称、実施日、お客様の氏名、連絡先（電話・メールアドレス等）、その他必要事項を当社に通知しなければなりません。

２　前項の申込みのうち、イベント参加のお申込みにおいて 15 歳未満の方は、保護者の同行を条件とさせていただきます。ただし、お子様を参加対象としたイベントなど個別のイベントにて、当社があらかじめ年齢などの参加条件を明示した際に、参加希望者がその条件を満たしている場合は除きます。なお、この場合においても保護者の同意書は必要となります。

３　イベント参加のお申込みにおいて、慢性的な疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、心身に障がいのある方、その他特別の配慮を必要とする方は、その旨を申込時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。なお、この場合、医師の診断書や所定の書類を提出していただく場合があります。

４　イベント参加のお申込みにおいて、お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、参加をお断りすることがあります。

第３条（契約の成立）

イベント・チケット・物販契約は、当社が契約の締結を承諾し、かつ当社があらかじめ通知した支払期限までに代金（イベント代金、チケット代金、または物品代金等をいい、以下「代金等」といいます。）の一部または全額を受理したときに成立します。ひとつの申込で複数の参加希望者または購入希望者がある場合は、その全員との間に成立するものとします。

２　当社は、お客様（ひとつの申込で複数の参加希望者または購入希望者がある場合はその代表者）に対し、契約の締結を承諾する旨の通知が完了した証しとして、イベント参加・入場に必要なチケット（当社以外の者が主催するイベントのチケットを含みます）、チケットに代わるイベント案内書、または引換券等を発行・交付します。なお、物品の販売に関する契約の場合は、物品の発送または受渡をもってこれに代えることがあります。３　通信契約（当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話その他の通信手段による申込みを受けて締結するイベント・チケット・物販契約であって、当社がお客様に対して有するイベント・チケット・物販契約に基づく代金等に係る債権又は債務（代金等債権、取消料債権、代金払戻し債務）を、提携会社の定める会員

規約に従い、当該債権又は債務が履行されるべき日以降に決済することについてお客様があらかじめ承諾することを内容とするイベント・チケット・物販契約）は、第１項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

第４条（契約締結の拒否）

当社は、次に掲げる場合において、イベント・チケット・物販契約の締結に応じないことがあります。

(1) 当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加・購入条件を満たしていないとき

(2) 応募者数、申込者数、または販売予定数・在庫数が予定数に達したとき

(3) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、またはイベントの円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断したとき

(4) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効である等、お客様が代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき

(5) お客様が、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業または総会屋その他の反社会的勢力であると認められるとき

(6) お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動もしくは暴力を用いる行為またはこれらに準じる行為を行ったとき

(7) お客様が風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害する行為またはこれらに準じる行為を行ったとき

(8) 当社の業務上の都合があるとき

第５条（契約の変更）

当社は、イベント・チケット・物販契約締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、利用する施設のサービス提供の中止、出演者あるいは講師等の病気、当社以外の者が主催するイベントの主催者都合による変更、配送・流通上の障害などの諸事情、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、契約の内容を変更することがあります。契約内容の変更により、お客様に損害が生じた場合において当社は一切責任を負いません。

第６条（契約の解除）

当社は、次に掲げる場合において、イベントの開催前・開催後または物品受渡の前・後を問わずお客様に理由を説明して、イベント・チケット・物販契約を解除することがあります。契約解除により、お客様に損害が生じた場合において当社は一切責任を負いません。

(1) お客様が当社のあらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能などの参加・購入条件を満たしていないことが判明したとき

(2) お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該イベントに耐えられないと認められるとき

(3) お客様が契約内容に関して、合理的な範囲を超える負担を求めたとき

(4) お客様の人数がホームページやパンフレット等に記載した最少催行人員に満たないとき

(5) 天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、出演者あるいは講師等の病気などの諸事情、その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、イベントの安全かつ円滑な実施が不可能となり、あるいは不可能となるおそれが極めて大きいとき

(6) 農作物、果物等の収穫を目的とするイベントにおける天候等による不作など、当社があらかじめ明示したイベント実施目的や条件が成立しないとき、あるいはそのおそれが大きいとき

(7) 通信契約を締結しようとする場合であって、お客様の有するクレジットカードが無効であるなど代金等に係る債務の一部または全部を提携会社のカード会員規約に従って決済が不可能であるとき

第７条（買い取り・変更・取消および代金の払戻し）

当社が主催するイベント参加、当社以外の者が主催するイベントのチケット、および当社が販売する物品等は、理由の如何を問わずすべて買い取り（お客様都合による注文取消、変更、返品、または交換不可）となります。

2　イベント・チケット・物販契約締結後、お客様のご都合による契約内容の変更、取消、契約の解除、物品の返品や交換等には応じられません。また、お支払いいただいた代金等（各種手数料等を含みます。）の払戻しは一切いたしません。

3　チケット類または購入した物品を紛失、盗難、破損等した場合の再発行または再手配はいたしません。

4　当社は、第６条第４号から第６号までの規定による場合、または当社以外の者が主催するイベントにおいて主催者側の都合によりイベント自体が中止となり主催者から払戻し手続きが指示された場合を除き、代金等の払戻しはいたしません。なお、物品の販売における初期不良品については、同一物品との交換（同一物品の在庫がない場合は返金）にて対応するものとします。

第８条（禁止行為）

イベント・チケット・物販契約に関連して、お客様が当社に対して損害を与えた場合、お客様は当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

2　イベント・チケット・物販契約に関連して、他のお客様、イベント主催者、またはその他の第三者との間で紛争が発生した場合、お客様は自己の費用と責任において当該紛争を解決するとともに、当社に生じた一切の損害を賠償するものとします。

3　イベント・チケット・物販契約を締結したお客様は、当社との契約において、以下の行為を行ってはならないものとします。

(1) 他のお客様、第三者もしくは当社の著作権、財産権、プライバシーまたはその他の権利を侵害する行為、および侵害するおそれのある行為

(2) 前号のほか、他のお客様、第三者または当社に不利益もしくは損害を与える行為、および与えるおそれのある行為

(3) 他のお客様、第三者もしくは当社を誹謗中傷する行為

(4) 公序良俗に反する行為、またはそのおそれのある行為、もしくは公序良俗に反する情報を他のお客様または第三者に提供する行為

(5) 当社の承諾なく、当社との契約を通じて、または当社との契約に関連して、営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為（チケットまたは物品等をショップ等に転売、オークションもしくはフリマアプリ等にかけて転売、または転売を試みる行為を含みます。）

(6) 法令、条例に違反する、または違反するおそれのある行為

(7) その他、当社が不適切と判断する行為

4　前項第５号の行為が判明した場合は、購入済のチケット類、イベント案内書、および物品の受渡請求権等を無効とし、代金等の払戻しならびにイベント参加または物品の引き渡しをお断りさせていただきます。また、当社は正規の販売窓口でないチケットショップ、オークション、フリマアプリ、ダフ屋等にて売買されたチケット類または物品に関するトラブルについて、一切の責任を負いません。

第９条（反社会的勢力の排除）

イベント・チケット・物販契約を締結したお客様は、当社に対して、自らが暴力団員、暴力団関係

者、その他反社会的勢力またはその構成員(以下「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、反社会的勢力に代わり自己の名義を利用する場合でないことを確約するものとします。

2　イベント・チケット・物販契約を締結したお客様は、当社に対して、自らまたは第三者を利用して以下の行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為

(5) その他、前各号に準ずる行為

3　当社は、イベント・チケット・物販契約を締結したお客様が前２項の確約に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちにお客様との契約を解除することができます。当該解除によりお客様に損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。

第１０条（当社の責任）

当社は、故意または重過失に基づく場合を除き、イベント・チケット・物販契約に関連してお客様または第三者が被った特別損害（予見可能性の有無を問わない。)、間接損害、および逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害については、当社がお客様から収受した代金等の範囲内でのみ損害賠償責任を負うものとします。また、当社以外の者が主催するイベントの催行遅延・変更・中止、および物品の製造元・供給元等の責に帰すべき不具合または不配・遅延等について、当社は一切の責任を負いません。

第１１条（個人情報等の取扱い）

当社はお客様から取得した個人情報等について、当社の「個人情報等保護方針」および「個人情報等の取扱いについて」に従い、お客様との連絡、イベントの手配、チケットおよび物品の発送・管理ならびにそれらサービスの提供のための手続きに必要な範囲で利用します。当社の個人情報等の取扱いに関する方針については、当社ホームページでご確認ください。

（https://www.mwt.co.jp/info/kojinjohohogo.shtml）

第１２条（準拠法および専属的合意管轄）

この規約に記載のない事項またはこの規約の解釈に疑義がある事項については、別途当社とお客様との間で協議することとします。

2　この規約の解釈は日本法によるものとし、この規約およびそれに関連して生じる権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022 年 4 月 1 日作成

2026 年 11 月 1 日改正